

ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会東北地区協議会規則

(名称)

第1条 本会は、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会東北地区協議会という。

(構成)

第2条 本会は、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会東北地区会員をもって構成する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、仙台市環境局施設部内に置く。

(目的)

第4条 本会は、ごみ焼却余熱エネルギーの利用に関して、東北地区の市町村が抱えている共通する諸課題について、相互の連絡交流を図ることにより、廃棄物の適正処理過程におけるごみ焼却余熱の有効利用の促進と、ごみ焼却施設に対する社会的評価の向上を図ることを目的とする。なお、本会で審議された課題、要望等については、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会代表幹事に報告するものとする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、地区研修会を年1回、原則として東北地区7県持ち回りで開催することとし、その他、必要に応じて次の事業を行うこととする。

- (1) 余熱利用関連情報の連絡
- (2) 東北地区のごみ処理施設の建設及び維持管理に関する情報交換
- (3) その他、必要と認める事業の実施

(役員)

第6条 本会には、次の役員を置く。本会はこの役員の合議により運営する。

(1) 地区幹事 1名

(2) 地区委員 6名

(3) 会計 1名

(4) 会計監事 1名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次の各号による。

(1) 地区幹事は、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会東北地区幹事とする。

(2) 地区委員は、東北地区各県毎に1名選出する。なお、地区幹事は、地区委員を兼任する。

(3) 会計は、事務局内に置く。

(4) 会計監事は、地区委員の互選による。

(役員職務)

第8条 各役員は、下記の職務を掌るものとする。

(1) 地区幹事は地区会務を統括し、本会を代表する。

(2) 地区委員は、会の運営及び各県の相互連絡調整を図る。

(3) 会計は、会計事務を掌る。

(4) 会計監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

(役員補充)

第10条 役員に欠員が生じた場合は、欠員が生じた地区から補充する。ただし、任期は、前任者の残存期間とする。

(役員会)

第 11 条 本会の役員会は、必要に応じ、地区幹事が役員を召集して開催する。

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

(附則)

この規則は、平成 9 年 12 月 12 日から施行する。